

## 第5章 国際意匠登録出願における新規性の喪失の例外

---

### 1. 意匠法第60条の7の規定

---

国際意匠登録出願についても、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができるよう、国際意匠登録出願の場合に取り得る手続について規定している。

### 2. 国際意匠登録出願の場合における意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための具体的な手続

---

- (1) 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を国際公表があった日後意匠法施行規則第1条の2に定める30日の期間内に特許庁長官に提出（意匠法第4条第3項、意匠法第60条の7第1項）、又は、国際出願においてその旨を宣言（ハーグ協定実施細則第408節(c)、意匠法施行規則第19条第3項で準用する特許法施行規則第27条の4）
- (2) 国際公表があった日後意匠法施行規則第1条の2に定める30日の期間内に、公知意匠に該当するに至った意匠が意匠法第4条第2項の規定の適用を受けることができる意匠であることを「証明する書面」（以下、単に「証明する書面」という。）の提出（意匠法第4条第3項、意匠法第60条の7第1項）
- (3) なお、「証明する書面」の提出については、意匠法施行規則第1条に規定する様式第1による新規性の喪失の例外証明書提出書とともに提出する必要がある。
- (4) 国際出願の出願人が、国際出願と同時に、「証明する書面」を国際事務局に提出したときは、「証明する書面」を国際登録の日に日本国特許庁長官に書面で提出したものとみなされる。（意匠法第60条の7第2項）

なお、新規性の喪失の例外の適用に関するその他の判断基準については、第Ⅲ部第3章「新規性の喪失の例外」を参照されたい。